

平成23年度大仙美郷介護福祉組合人事行政の運営等の状況の公表

大仙美郷介護福祉組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第9号）に基づき、大仙美郷介護福祉組合の平成23年度における人事行政の運営などの状況について、概要を公表します。

平成24年7月27日

大仙美郷介護福祉組合管理者 松田知己

1 総括

(1) 人件費の状況（決算から）

区分	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A×100
22年度	千円 1,085,446	千円 26,650	千円 648,100	% 59.7

(注) 人件費には、特別職の給与、共済組合負担金、公務災害補償基金負担金などを含みます。

(2) 職員給与費の状況（予算から）

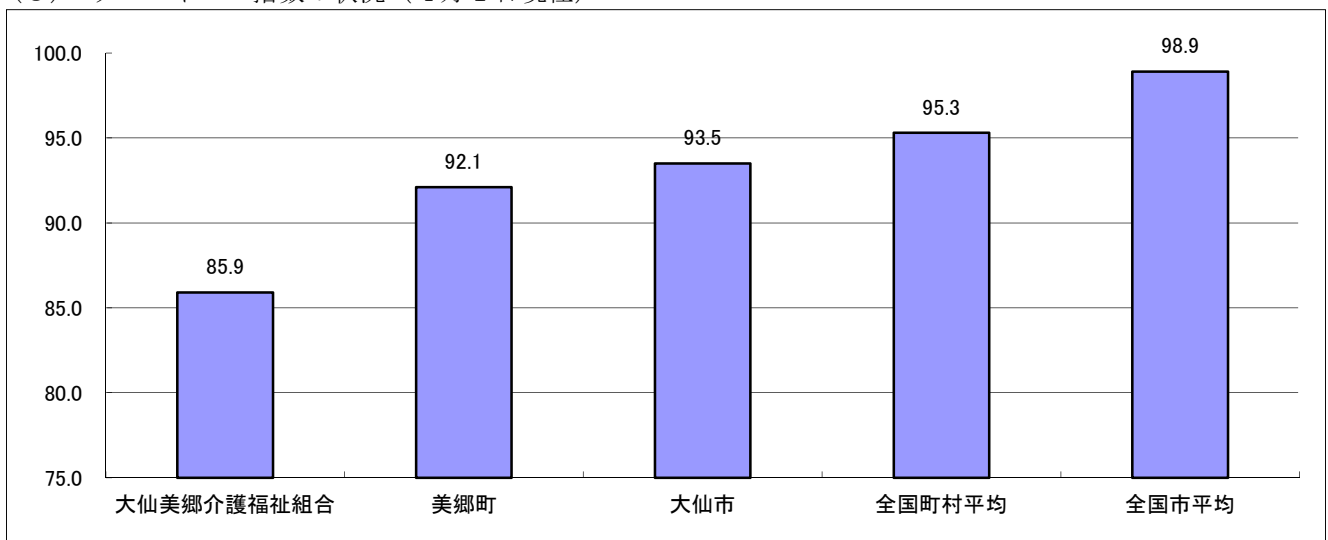
区分	職員数 A	給与費				1人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
23年度	人 95	千円 277,930	千円 38,681	千円 97,056	千円 413,667	千円 4,354

(注) 1 職員数は、平成23年4月1日現在の一般職の人数です。

2 職員手当には退職手当を含みません。

3 給与費は当初予算に計上された額です。

(3) ラスパイレス指数の状況（4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

2 指数の算出は、一般行政職のみの給与によるもので、技能労務職は含みません。

2 職員の平均給与月額、初任給などの状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成23年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
大仙美郷介護福祉組合	歳	円	円
	43.9	296,128	317,948 306,925
国	歳	円	円
	42.3	327,205	397,723

② 技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
大仙美郷介護福祉組合	歳	円	円
	34.4	230,709	251,013 236,860
国	歳	円	円
	49.5	283,862	321,662

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成23年4月1日現在における職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

このうち、上段はこれら全ての諸手当込みのものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。下段は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当などの手当が含まれていないため、国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況（平成23年4月1日現在）

区分		大仙美郷介護福祉組合		国	
		初任給 (円)	2年後の給料 (円)	初任給 (円)	2年後の給料 (円)
一般行政職	大学卒	172,200	185,800	172,200	185,800
	高校卒	140,100	149,800	140,100	149,800
技能労務職	高校卒	137,200	146,700	—	—
	中学卒	—	—	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成23年4月1日現在）

区分		経験年数 5～10年	経験年数 11～15年	経験年数 16～20年	経験年数 21年以上
		(円)	(円)	(円)	(円)
一般行政職	大学卒	216,500	231,700	314,200	357,640
	高校卒	205,400	—	246,700	289,950
技能労務職	高校卒	210,486	230,145	252,014	286,638
	中学卒	—	—	—	—

(注) — は該当する職員がないことを示します。

3 一般行政職の級別職員数などの状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成23年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事	0人	0.00%
2級	主任	11人	34.38%
3級	主査	13人	40.62%
4級	会計管理者 上席主査	4人	12.50%
5級	事務局長 所長	4人	12.50%
6級	主幹	0人	0.00%

(2) 昇給期間短縮の状況

区分		全職種
22年度	職員数 A	96 人
	普通昇給期間（12～24月）を短縮して昇給した職員数 B	0 人
	比率 B/A	0 %
21年度	職員数 A	100 人
	普通昇給期間（12～24月）を短縮して昇給した職員数 B	0 人
	比率 B/A	0 %

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

大仙美郷介護福祉組合	国				
1人当たり平均支給額（平成22年度） 999 千円	—				
平成22年度支給割合 <table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="width:50%;"> 期末手当 2.6 月分 (1.45) 月分 </td> <td style="width:50%;"> 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分 </td> </tr> </table>	期末手当 2.6 月分 (1.45) 月分	勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	平成22年度支給割合 <table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="width:50%;"> 期末手当 2.6 月分 (1.45) 月分 </td> <td style="width:50%;"> 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分 </td> </tr> </table>	期末手当 2.6 月分 (1.45) 月分	勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分
期末手当 2.6 月分 (1.45) 月分	勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分				
期末手当 2.6 月分 (1.45) 月分	勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分				
加算措置の状況 職制上の段階、職務の等級による加算措置 ・役職加算 5～15%	加算措置の状況 職制上の段階、職務の等級による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%				

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

(2) 退職手当（平成23年4月1日現在）

大仙美郷介護福祉組合	国						
支給率 <table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="width:33%;"></td> <td style="width:33%;">自己都合</td> <td style="width:33%;">勸奨・定年</td> </tr> </table>		自己都合	勸奨・定年	支給率 <table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="width:33%;"></td> <td style="width:33%;">自己都合</td> <td style="width:33%;">勸奨・定年</td> </tr> </table>		自己都合	勸奨・定年
	自己都合	勸奨・定年					
	自己都合	勸奨・定年					
勤続20年 23.50 月分 30.55 月分	勤続20年 23.50 月分 30.55 月分						
勤続25年 33.50 月分 41.34 月分	勤続25年 33.50 月分 41.34 月分						
勤続35年 47.50 月分 59.28 月分	勤続35年 47.50 月分 59.28 月分						
最高限度額 59.28 月分 59.28 月分	最高限度額 59.28 月分 59.28 月分						
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)						
1人当たり平均支給額 — 千円 24,441 千円							

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(3) 特殊勤務手当

支給実績（平成22年度決算）	— 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）	— 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成22年度）	— %		
手当の種類（平成23年4月1日現在）※H17.4.1改正条例施行	2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
介護サービス使用料の徴収に従事する職員の特殊勤務手当	右記の業務に従事した職員	介護サービス使用料徴収に関する事務に、出張して従事した場合	1日につき200円
防疫等作業に従事する職員の特殊勤務手当	看護師、介護士等	感染症の患者等の救護作業等に従事した場合	処理作業1件につき200円

(注) 特別養護老人ホーム等に勤務する職員の特殊勤務手当は、平成18年4月1日以降廃止しています。

(4) 時間外勤務手当 (平成22年度決算)

支給実績	職員1人当たり平均支給年額
4,412 千円	48 千円

(5) その他の主な手当 (平成23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同及び異なる場合の内容	支給実績 (平成22年度決算) 千円	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成22年度決算) 千円
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外 6,500円 ・配偶者がいない場合の1人について 11,000円 ・16歳年度当初から22歳年度当初までにある子への加算 各5,000円	同じ	6,320	191
住居手当	借家、借間又は自宅に居住する職員に支給 ・借家、借間居住職員 最高27,000円	同じ	1,738	248
通勤手当	通勤距離が片道2km以上の職員に支給 ・交通機関利用職員 最高55,000円 ・自動車等利用職員 最高24,500円	同じ	5,279	59
管理職手当	管理監督の地位にある職員に支給 ・事務局長 40,000円 ・主幹 40,000円 ・所長 25,000円		1,380	345
寒冷地手当	毎年11月から翌年3月の各月の初日に在職する職員に支給 ・世帯主で扶養親族のある職員 17,800円/月 ・世帯主で扶養親族がない職員 10,200円/月 ・その他の職員 7,360円/月 以上11月から翌年3月までの5か月間に渡り支給	同じ	5,059	53

5 特別職の報酬等の状況

(1) 特別職の報酬等 (平成23年4月1日現在)

区分	給料・報酬	期末手当	退職手当
管理者	20,000 円/年	支給しない	支給しない
副管理者	14,000 円/年		
議長	15,000 円/年		
副議長	12,000 円/年		
議員	11,000 円/年		

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成22年	平成23年		
一般行政	議会	0	0	0	
	総務	1	1	0	
	民生	95	94	△ 1	定年退職によるもの
合計		96	95	△ 1	定年退職によるもの

(注) 職員数は、一般職の職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含み、臨時的任用職員及び非常勤職員を除きます。

7 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

勤務時間	休憩時間
午前8時30分から 午後5時15分まで	正午から 午後1時まで

(注) このほか、勤務所によっては、必要に応じ特別の勤務時間等を定めております。

(2) 休暇

種類		休暇の内容
有給	年次有給休暇	1年に20日（新規採用の年は採用月に応じて定められた日数）与えられる。残日数は、翌年に繰り越すことができる。
	療養休暇	結核性疾患により長期の療養をする必要がある場合は、2年を超えない範囲内において医師が必要と認めた期間与えられる。
	病気休暇	負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に与えられる。
	特別休暇	特別の事由により勤務しないことが相当である場合に与えられる。 （主な特別休暇は、別表のとおり）
無給	組合休暇	登録された職員団体の業務又は活動に従事する場合に、1年につき30日を超えない範囲で与えられる。
	介護休暇	配偶者、父母等の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる。

別表（主な特別休暇）

ボランティア休暇	自発的に、報酬を得ないで社会に貢献する特定の活動を行う場合で、勤務しないことが相当であるとき。（年5日以内）
結婚休暇	職員が結婚する場合。（5日以内）
生理休暇	生理日における就業が著しく困難なため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合。（2日以内）
出産休暇	女性職員が出産する場合。（産前6週間及び産後8週間）
保育休暇	生後一年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合（1日2回それぞれ30分以内）

配偶者出産休暇	妻が出産する場合で、出産に伴い必要と認められる入院の付添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。(2日以内)
子の看護休暇	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護等をする場合で、勤務しないことが相当と認められるとき。(年5日以内)
服忌休暇	親族が死亡した場合で、職員が喪に服するとき。(親族区分により定める日数。最高で連続7日以内)
追悼休暇	父母の追悼のための特別な行事(父母の死亡後15年以内に行われるものに限る。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合(1日)
リフレッシュ休暇	心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当と認められる場合。(年3日以内)

8 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分・懲戒処分者数

分限処分者数					懲戒処分者数				
降任	免職	休職	降給	計	戒告	減給	停職	免職	計
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 行為別懲戒処分者数

行為区分	戒告	減給	停職	免職	計
信用失墜行為	0	0	0	0	0
一般服務違反	0	0	0	0	0
一般非行	0	0	0	0	0
道路交通法違反(職務遂行中)	0	0	0	0	0
道路交通法違反(その他)	0	0	0	0	0
監督責任	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0

9 職員のサービスの状況

(1) 年次有給休暇の取得状況(平成22年1月～同年12月)

平均取得日数	6.8日
--------	------

(注) 年次有給休暇は、暦年で付与しているため、平成22年1月1日から平成22年12月31日の間の日数です。

(2) 育児休業・部分休業・介護休業の取得状況(平成22年度)

育児休業(女性)			育児休業(男性)			部分休業	介護休業
取得可能者数	取得者数	取得率	取得可能者数	取得者数	取得率	取得者数	取得者数
1	1	100%	1	0	0%	0	0

(注) 1 育児休業の「取得可能者数」とは、平成22年度に新たに育児休業が取得可能となった職員の数をいう。

2 育児休業の「取得者数」とは、平成22年度に新たに育児休業を取得した者の数をいう。

10 職員の研修の状況

(1) 研修の状況

区分	内容
職場内研修	所属別職員研修
福祉施設関係研修	社会福祉協議会研修、介護支援専門員現任研修 他
職場外研修	秋田県自治研修所研修 他

1.1 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度に係る主な負担状況（平成22年度）

秋田県市町村職員共済組合への負担金		90,971 千円	
職員健康診断		1,694 千円	
大仙美郷介護福祉組合職員親睦会への助成金総額		143 千円	
助成金内訳	公費助成事業	助成率	助成額
	死亡弔慰金給付金	総額の 1 / 2	15 千円
	結婚祝金給付金	総額の 1 / 2	10 千円
	出産祝金給付金	総額の 1 / 2	35 千円
	病気見舞給付金	総額の 1 / 2	23 千円
	看護協会年会費	総額の 1 / 2	16 千円
	栄養士会年会費	総額の 2 / 3	33 千円
	介護福祉士会年会費	1 名につき 1 千円	11 千円

(2) 公務災害の状況

平成20年度末 現在未処理件数	受理件数	認定件数	公務外件数	取り下げ件数	平成22年度末 現在未処理件数
0	0	0	0	0	0

(3) 通勤災害の状況

平成20年度末 現在未処理件数	受理件数	認定件数	公務外件数	取り下げ件数	平成22年度末 現在未処理件数
0	0	0	0	0	0